

久喜市市民活動推進条例施行規則

平成22年3月23日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市市民活動推進条例（平成22年久喜市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、市民活動の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第7条第4項の規定により登録を受けようとする市民活動を行うものは、市民活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した規約、会則その他これらに準ずる書類

- ア 団体の目的
- イ 団体の名称
- ウ 団体の活動の内容
- エ 団体の事務所又は活動の拠点の所在地
- オ 団体の役員及び会員に関する事項
- カ 団体の会計に関する事項
- キ アからカまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する事項

(2) 団体の役員名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第3条 市長は、前条の規定による登録の申請を受けて、当該申請の内容を審査し、登録の適否を決定したときは、市民活動団体登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした市民活動を行うものに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を決定した市民活動を行うもの（以下「市民活動団体」という。）を市民活動団体登録台帳（様式第3号）に登載するものとする。

(登録の変更等)

第4条 条例第7条第6項の規定による変更又は解散の届出は、市民活動団体登録事項変更・解散届（様式第4号）によるものとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、条例第7条第7項の規定により登録を取り消したときは、市民活動団体登

録取消通知書（様式第5号）により当該登録を取り消した市民活動団体に通知するものとする。

（登録情報の公開）

第6条 市長は、第2条の規定により提出された書類又はその写しを原則公開するものとする。ただし、公開することにより市民活動団体等に著しい不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、その全部又は一部を公開しないことができる。

2 市長は、第3条第2項の市民活動団体登録台帳を公開するものとする。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の久喜市市民参加条例施行規則様式第9号、久喜市市民活動推進条例施行規則様式第2号及び様式第5号、久喜市生活保護法施行細則様式第11号（裏）、様式第12号（裏）及び様式第13号（裏）、久喜市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則様式第20号、様式第21号及び様式第22号、久喜市助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する規則様式第7号及び様式第9号（裏）、久喜市老人福祉法施行細則様式第9号、様式第10号、様式第11号及び様式第14号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第3号、様式第5号、様式第8号、様式第10号から様式第13号までの規定、様式第17号、様式第19号、様式第20号、様式第26号、様式第28号、様式第29号、様式第30号の3、様式第31号、様式第34号、様式第35号の2、様式第36号、様式第37号、様式第38号の2、様式第39号、様式第43号及び様式第45号、久喜市身体障害者福祉法施行細則様式第10号及び様式第11号、久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則様式第2号、様式第3号及び様式第8号、久喜市知的障害者福祉法施行細則様式第3号、様式第4号、様式第6号から様式第9号までの規定、様式第13号、様式第17号から様式第19号までの規定、様式第21号及び様式第22号、久喜市介護保険条例施行規則様式第27号、様式第28号及び様式第32号、久喜市一般小口資金融資に関する規則様式第4号、久喜市特別小口資金融資に関する規則様式第4号、久喜市中小企業近代化資金融資に関する規則様式第4号、久喜市菖蒲文化会館条例施行規則様式第9号（裏）及び様式第11号（裏）、久喜市栗橋文化会館条例施行規則様式第9号（裏）、様

式第11号（裏）及び様式第13号（裏）、久喜市空き地の環境保全に関する条例施行規則様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号（裏）、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号及び様式第15号、久喜市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例施行規則様式第6号、久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置防止に関する条例施行規則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市墓地、埋葬等に関する条例施行規則様式第4号から様式第9号までの規定、久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例施行規則様式第2号、様式第3号、様式第10号、様式第11号及び様式第15号、久喜市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則様式第9号、久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第4号、様式第5号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第18号及び様式第21号、久喜市専用水道事務取扱規則様式第4号、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市企業誘致条例施行規則様式第9号（裏）、様式第10号（裏）及び様式第11号（裏）、久喜市人事事務取扱規則様式第4号、久喜市路上喫煙の防止に関する条例施行規則様式第3号、久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則様式第7号（裏）、久喜市障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給に関する規則様式第2号、様式第5号、様式第7号から様式第9号までの規定、様式第13号、様式第15号、様式第16号及び様式第18号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する規則様式第3号及び様式第6号並びに久喜市母子保健法施行細則様式第4号、様式第6号及び様式第12号は、この規則の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月9日規則第7号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

市民活動団体登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

久喜市市民活動推進条例第7条第4項の規定により、次のとおり登録を申請します。

団 体 の 名 称	
団体の事務所又は活動の拠点の所在地	
団体の役員数	
団体の会員数	
団体の活動の内容	

備考1 次の書類を添付してください。

- (1) 団体の規約、会則その他これらに準ずる書類
- (2) 団体の役員名簿

2 この申請書及び添付書類については、久喜市市民活動推進条例施行規則第6条第1項の規定により原則公開するものとします。ただし、公開することにより、貴団体その他のものに著しい不利益を生ずるおそれがあると市長が認めるときは、その全部又は一部を公開しません。

様式第2号(第3条関係)

市民活動団体登録(不登録)決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

久喜市市民活動推進条例第7条第4項の規定により 年 月 日に提出されました市民活動団体の登録の申請について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 登 録	<input type="checkbox"/> 不登録
不 登 録 の 理 由		
そ の 他		

様式第4号(第4条関係)

市民活動団体登録事項変更・解散届

年 月 日

久喜市長 あて

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

久喜市市民活動推進条例第7条第6項の規定により、(登録した事項に変更が生じた・解散した)ので、届け出ます。

変 更 の 内 容 解 散 の 理 由	
そ の 他	

様式第5号(第5条関係)

市民活動団体登録取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



貴団体の市民活動団体の登録を取り消しましたので、久喜市市民活動推進条例施行規則第5条の規定により、通知します。

取 消 し の 理 由	
そ の 他	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)